

安中市マイホーム取得支援金Q&A(令和7年6月)

Q1:支援金の対象となるのはどのような場合ですか？

A1:安中市内に初めて住宅(新築、建売、中古は問わない)を取得し、申請日までに当該住宅に定住(住民登録が必要)し、申請後も定住(3年以上)する意思のある方(法人を除く)を対象とします。

Q2:申請期限はいつまでですか？

A2:申請期限は取得した住宅に定住を開始してから1年以内です。申請期限を過ぎると対象外になってしまうのでご注意ください。

Q3:同じ敷地内で住宅を建て替えた場合も支援金の対象になりますか？

A3:それが初めて取得した住宅である等、対象者としての要件を満たす場合には、市内での転居や同所での建替も対象となります。

Q4:併用住宅も支援金の対象になりますか？

A4:本支援金において、住宅とは、台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物をいいますが、併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含みます。ただし、法人は交付対象外となります。

Q5:マンションの購入も支援金の対象になりますか？

A5:マンションでも、賃貸ではなく購入であれば、新築、中古を問わず対象となります。

Q6:住宅と同時に購入する敷地も支援金の対象になりますか？

A6:対象になります。ただし、住宅の所有者と土地の所有者が同じ方である必要があります。申請時に、土地に係る売買契約書及び不動産登記事項証明書の写しを提出してください。

Q7:相続により取得した住宅も支援金の対象になりますか？

A7:相続、贈与、交換等により取得した住宅は支援金の対象外です。

Q8:親から相続して住んでいた住宅を建て替えた場合も対象になりますか？

A8:相続により取得した住宅自体は支援金の対象外ですが、既に取得していた住宅には含めないため、市内に他の住宅を所有したことがなければ、今回、建て替えた住宅は初めて取得した住宅として認められます。

Q9:夫と妻の共有名義で住宅を取得しましたが、支援金の対象になりますか？

A9:申請者(当該住宅に定住し、かつ所有権を有する人)が、初めての住宅取得である等、対象者としての要件を満たしていれば、住宅が共有名義であっても対象となります。ただし、交付対象者は共有者のうちの1人に限ります。

Q10:夫名義で安中市内に初めて住宅を取得します。夫は 2 年前まで市内に住所を置いていたことがあり、妻の私は今回初めて安中市に転入するのですが、「転入加算」の対象となりますか？

A10:「転入加算」については、申請者本人が加算要件を満たしていない場合でも、配偶者が加算要件を満たしていれば加算の対象です。(新幹線通勤加算等も同様)

Q11:現在、妻が妊娠中ですが、どの時点から「子ども加算」の対象となるのですか？

A11:「子ども加算」については、申請時点で中学生以下の子どもがいることが要件であり、加算の対象となるのは出生後からです。

Q12:外国籍なのですが、マイホーム取得支援金の交付申請は可能ですか？

A12:外国籍の方も、安中市に定住(住民登録)し、かつ、本支援金の要件を満たせば、交付の対象となります。

Q13:住宅取得日は何で判断するのですか？

A13:住宅取得日については、取得した住宅の不動産登記事項証明書の所有権保存又は移転登記の受付年月日としています。

Q14:取得した住宅について、表題登記(表示登記)までしか行っていないのですが？

A14:マイホーム取得支援金交付要綱では、住宅の「取得」とは「住宅を新築又は購入(相続、贈与、交換によるものを除く)し、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、当該住宅の引き渡しを受けることをいう」と定義しています。加えて申請書の添付書類として、建物の所有権保存又は移転の登記事項証明書(写し)の提出も求めています。

従って、この場合には建物の所有権保存登記を行っていただく必要があります。

Q15:支援金の振込先を申請者以外の口座にすることは可能ですか？

A15:振込先は申請者本人名義の口座に限ります。

Q16:申請者(交付を受けた者)が転出等により定住要件を満たさなくなった場合には、支援金の返還等を求められますか？

A16:交付決定を受けた日から3年を経過するまでに、全ての世帯員が対象住宅に居住しなくなったときには返還を求める場合があります。ただし、就労、転勤、災害や病気等やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではありません。

Q17:「マイホーム取得支援金」の交付を受けた場合、税金はかかりますか？

A17:「マイホーム取得支援金」については、交付を受けた年分の「一時所得」に該当し、その金額やご自身の収入状況により、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

Q18:「マイホーム取得支援金」のほかにも、住宅や移住に関する補助金がありますか？

A18:主なものとしては下記の補助金等があります。詳細については、それぞれの担当課へお問い合わせください。

「住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金(環境政策課)」

「浄化槽設置事業費補助金(下水道課)」

「住宅省エネ改修補助金(建築住宅課)」

「結婚新生活支援補助金(市民課)」

「移住支援金(政策・デジタル推進課)」

ほか

※詳しくは下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

企画政策部 政策・デジタル推進課 地域づくり係

電話:027-382-1111